

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

盛岡市くらしの相談支援室
(自立相談支援機関)

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止（以下、「離職等」といいます。）又は個人の責に帰すべき理由都合によらない就業機会等の減少（以下「やむをえない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方（以下「住居喪失者」という。）又は喪失するおそれのある方（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）を対象として、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○ 支 給 額

① 下記の金額を上限として、家賃の実費分を支給します。

（共益費・管理費・駐車場代等は、申請者の自己負担となります。）

（単身世帯） 31,000円 （2人世帯） 37,000円

（3～5人世帯） 40,000円 （6人世帯） 43,000円

（7人以上の世帯） 48,000円

② 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入合計額が下記の基準額を超える場合には、次に掲げる計算式により算出される金額を支給（100円未満切上）します。

（単身世帯） 89,000円 （2人世帯） 131,000円

（3人世帯） 157,000円 （4人世帯） 194,000円

（5人世帯） 232,000円

支給額 = 基準額 + 月あたりの実家賃額 - 月の世帯の収入合計額

※ 上限額あり（①と同様）。なお、2 ページに記載の支給要件④に定める収入基準額以下の方が対象となります。

○ 支給期間

原則3カ月。ただし、一定の条件により3カ月間の延長及び再延長を認める場合があります。

○ 支給方法

原則、市より賃貸人又は不動産媒介業者等の口座へ直接振込みます。

※ 契約している家賃が支給額を超える場合、超過分については、申請者の自己負担となります。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に、以下①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

- ① 以下のイ又はロに該当すること。
 - イ 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
 - ロ やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- ② 以下のイ又はロに該当すること。
 - イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他盛岡市がやむを得ないと認める理由により、引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事業により求職活動を行うことが困難であった日数を二年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。
 - ロ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 以下のイ又はロに該当すること。
 - イ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
 - ロ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額（上限額）を合算した額（収入基準額）以下であること。

世帯人数	基準額	家賃額（上限額）	収入基準額（上限額）
1人	8.9万円	3.1万円	12.0万円
2人	13.1万円	3.7万円	16.8万円
3人	15.7万円	4.0万円	19.7万円
4人	19.4万円		23.4万円
5人	23.2万円		27.2万円

※ 給与収入、事業収入、公的給付、親族等からの継続的な仕送りが収入の対象となります。ただし、公的給付のうち特定の目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等）、及び臨時的に給付されるものは収入として算定しません。また、各種保険金の受取及び借入金、退職金についても収入として算定しません。

⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の金額以下であること。

（単身世帯）	534,000円	（2人世帯）	786,000円
（3人世帯）	942,000円	（4人以上）	1,000,000円

⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職）を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロに該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると盛岡市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると盛岡市が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に変えることができる。

⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するもののいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

住居確保給付金受給中の求職活動等要件

支給期間中は、以下の求職活動等を行ってください。これらを怠った場合、住居確保給付金の支給が中止となります。

【 離職・廃業・休業等による収入減少（被雇用者）の方 】

- ① 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口への求職申込を行うこと。
- ② 常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ③ 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- ④ 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口で職業相談を受けること。
- ※ 相談日に公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口から「職業相談確認票」に相談先の確認印及び相談日、担当者名、支援内容等の記入を受け、自立相談支援機関に提出してください。
- ⑤ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- ※ 活動内容については、「常用就職活動状況報告書」に記入し、求人票や求人情報誌の該当部分を添付のうえ、自立相談支援機関に提出してください。

【 休業等による収入減少（自営業者）で事業継続を希望の方 】

- ① 経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所及び商工会等）において、経営改善活動を目的とした相談の申し込み（要事前相談）を行い、「自立に向けた活動計画」を報告すること。
- ② 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- ③ 原則月1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受けること。
- ④ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。
- ※ ③、④の活動について、「自立に向けた活動状況報告書」に相談日、担当者名、支援内容等の記入を支給決定者自ら記載し、自立相談支援期間に提出してください。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会による審査があります。）

◆生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40 万円以内
- 2) 生活支援費：2 人以上世帯/月 20 万円以内（単身/15 万円以内）
貸付期間：原則 3 カ月、最長 1 年間
- 3) 一時生活再建費：60 万円以内
※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会による審査があります。）

◆臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10 万円以内）です

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

生活福祉資金（総合支援資金）及び臨時特例つなぎ資金のご相談は、盛岡市社会福祉協議会へお問い合わせください。

盛岡市社会福祉協議会

〒020-0886 盛岡市若園町 2 番 2 号 盛岡市総合福祉センター内

TEL：019-651-1000 FAX：019-622-4999

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

次の書類について、申請より原則1カ月以内に自立相談支援機関に提出してください。

- ① 住居確保給付金支給申請書 及び 住居確保給付金申請時確認書
(公共職業安定所から付与された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口名称もしくは経営相談先の名称が記載されたもの)

- ② 本人確認書類の写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、在留カード等

※ 顔写真のない証明書の場合、2つ以上の証明書を提出してください。

- ③ 離職・廃業・減収を証する書類

申請日を起点に2年以内(疾病、負傷、育児その他盛岡市がやむを得ないと認める理由により30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算し、最長4年)に離職・廃業されたことが確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証等)の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類(直近3カ月分の給与明細書、雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフト表等)の写し

- ④ 収入を証する書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の給与明細書、雇用保険受給資格証明書、年金振込通知書、その他各種福祉手当の証書又は支払通知書

- ⑤ 資産を証する書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

※ 全ての通帳を持参し、申請前に必ず記帳してください。

- ⑥ 入居予定住宅に関する状況通知書(住居を喪失されている方)

- ⑦ 入居住宅に関する状況通知書(住居を喪失するおそれのある方)

- ⑧ 現在お住まいの住居の賃貸借契約書の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住居を喪失している方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- ・ 申請書に必要書類を添えて、自立相談支援機関に提出してください。
- ・ 申請書受理後、次の書類をお渡しします。
 - ①「住居確保給付金支給申請書」の写し ⇒不動産業者等提示用
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書」 ⇒不動産業者等提示用
 - ③「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」 ⇒公共職業安定所提示用
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。その他の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。

2 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。なお、家賃額（共益費・管理費・駐車場代を除く）は、住居確保給付金の上限額以内の住居に限ります。
- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住居を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

3 経営相談先への経営相談申込み及び公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口での求職申込みと他施策利用状況の確認

休業（自営業者）の方は経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所及び商工会等の公的な経営相談先等）へ相談申込みを行います。そのほかの方は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口にて求職申込みを行います。また、公共職業安定所にて、担当者から関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。既に求職申込みを行っている方も、その確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- 次の書類を自立相談支援機関に提出してください。
 - ①「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」（公共職業安定所記入済み）
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書」（不動産業者等記入済み）

5 住居確保給付金の審査

- 申請に必要な書類が全て提出された段階で、盛岡市が住居確保給付金の審査を行います。
- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付に併せて、「住居確保報告書」を配布します。「住居確保報告書」は、賃貸借契約締結により確保していた住居に入居しましたら、速やかに自立相談支援機関へ提出してください。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。その場合は、住居を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨連絡してください。

6 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方や住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。（※ただし、社会福祉協議会による審査があります。次に記載以外の必要な書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
- ②「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ③「求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票」

生活費にお困りの方

- ①「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ②「求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票」

7 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て、総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等の口座に振り込まれます。住宅入居費が不動産業者等へ振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。

8 住宅入居後

住宅入居後7日以内に、次の書類を自立相談支援機関に提出してください。提出がない場合は、住居確保給付金の支給決定がなされません。

- ①「住居確保報告書」
- ②「賃貸借契約書」の写し
- ③新住所における「住民票」の写し

9 住居確保給付金支給の決定

支給決定後、次の書類を交付します。

- ①「住居確保給付金支給決定通知書」
 - ②「常用就職届」 ※常用就職した場合に提出していただきます。
 - ③「職業相談確認票」
 - ④「常用就職活動状況報告書」
- ※③・④について、住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。

10 支給開始

入居に際して初期費用として支払いを要した月分の賃料の翌月以降分から支給します。

住居を喪失するおそれのある方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- ・ 申請書に必要書類を添えて、自立相談支援機関に提出してください。
- ・ 申請書受理後、次の書類をお渡しします。
 - ①「住居確保給付金支給申請書」の写し ⇒不動産業者等提示用
 - ②「入居住宅に関する状況通知書」 ⇒不動産業者等提示用
 - ③「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」 ⇒公共職業安定所提示用

2 入居住宅の家主との調整

不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

3 経営相談先への経営相談申込み及び公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口での求職申込みと他施策利用状況の確認

休業（自営業者）の方は経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所及び商工会等の公的な経営相談先等）へ相談申込みを行います。そのほかの方は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口にて求職申込みを行います。また、公共職業安定所にて、担当者から関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。既に求職申込みを行っている方も、その確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

次の書類を自立相談支援機関に提出してください。

- ①「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」（公共職業安定所記入済み）
- ②「入居住宅に関する状況通知書」（不動産業者等記入済み）
- ③「賃貸借契約書」の写し

5 住居確保給付金の審査及び支給決定

- ・ 申請に必要な書類が全て提出された段階で、盛岡市が住居確保給付金の審査を行います。
- ・ 審査の結果

受給資格ありの場合

支給決定後、次の書類を交付します。

- ①「住居確保給付金支給決定通知書」
- ②「常用就職届」 ※常用就職した場合に提出していただきます。
- ③「職業相談確認票」
- ④「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」

※③・④について、住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。

受給資格なしの場合

「住居確保給付金不支給決定通知書」を交付します。この場合、入居している住居の不動産業者等に提示して、住居確保給付金を受給することができない旨を申し出てください。

6 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。（※ただし、社会福祉協議会による審査があります。次に記載以外の必要な書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

- ①「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ②「求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票」

7 支給開始

原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ・ 支給決定後、常用就職した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関に提出してください。
- ・ 常用就職以降、収入額を確認することができる書類を自立相談支援機関に提出してください。
- ・ 「常用就職届」が提出された場合は、既に決定している受給期間中の求職活動要件が緩和されます。（常用就職後に延長又は再延長申請を行った場合は、毎月の求職活動要件を満たすことが必要になります。）

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ・ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3カ月間を2回まで延長することが可能です。
 - 《要件》・ 受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと。
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること。
- ・ 延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月に、収入と預貯金がかかる書類を持参のうえ、自立相談支援機関に相談してください。
- ・ 離職等による申請の方で、延長（又は再延長）を申請する前の受給期間中に常用就職をした場合であっても、延長（又は再延長）の決定期間の求職活動要件は緩和されません。
- ・ 再延長期間における求職活動は、申請要件に関わらず、すべての申請者が公共職業安定所等での求職活動を行うことになります。

支給額を変更できる場合があります

- 以下の場合、支給額の変更が可能です。
 - ①住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ②収入があり一部支給を受けていた方で、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変更となった又は収入が減少したことが証明できる書類を持参のうえ、自立相談支援機関に相談してください。

住居確保給付金の支給を中止する場合があります

- 住居確保給付金受給中の求職活動等要件（４ページ参照）を怠る方については、支給を中止します。
- 自立相談支援機関が策定したプランに従わない場合、支給を中止します。
- 受給中に常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。
- 住居を退去した方（大家からの要請の場合又は自立相談支援期間の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 受給者及び受給者と同じ世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- 中断期間中、毎月１回の面談等による報告を怠った場合は、支給を中止します。
- 受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- 受給中の自立相談支援機関への報告書類について、正当な理由がなく１月以上提出が遅延した場合、支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の中断について

住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は支給を中断します。中断期間中は、原則毎月1回体調報告と求職活動再開の意思確認を行います。求職活動を再開する際は、支給を再開できます。

住居確保給付金の再支給について

- 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、住居確保給付金を受給し、常用就職に至ったものの、自己の責めに帰すべき理由によらない離職（事業主の都合による解雇・廃業等）や休業等をしている方で、住居確保給付金の支給要件に該当する時には、再度支給を受けられる場合があります。
- あらかじめ雇用期間が定められており、更新を行わないことに合意していた場合は、事業主の都合による解雇には当たりません。
- 直近の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していない場合は、再支給を行うことはできません。

住居確保給付金を返還していただく場合があります

住居確保給付金を受給中又は受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した住居確保給付金の全額又は一部について受給者に返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給を中止します。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で資産又は収入の状況につき、官公庁、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。
- また、居住する賃貸住宅の家主等に、入居状況について報告を求めることがあります。

お問い合わせ先

盛岡市くらしの相談支援室

TEL：019-626-1215

FAX：019-625-1545

(記入例)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ	モリオカ タロウ				
①氏 名	盛岡 太郎				
②生年月日	昭和・平成・令和 ○○年 ○○月 ○○日 満(○○)歳				
③電話番号	019 - 000 - 0000				
④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)					
1. 離職又は第3条第1号に規定する場合					
離職等の時期	令和○○年○○月○○日				
離職等した事業所	○○株式会社 ○○支店				
2. 第3条第2号に規定する場合					
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	物価・原油価格高騰により経営悪化により、勤務先が休業となり、シフトが無くなったため。				
⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること					
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	○○年○○月から○○株式会社に勤務し、離職するまで世帯主として生計を維持していた。				
⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)					
1. 住居を喪失していること					
住居を喪失した時期	令和○○年○○月○○日				
喪失した住居の住所	盛岡市○○町○○-○○ △△マンション ○号室				
現在の状況	○○で宿泊あり				
2. 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所	盛岡市○○町○○-○○ △△マンション ○号室				
住居の家主等	○○-○○				
喪失するおそれのある住居の家賃額	○○○○○円				
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	蓄え等が少なく、今後の家賃が支払えない状況であるため。				
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ	モリオカ タロウ	モリオカ ハナコ			
氏名	盛岡 太郎	盛岡 花子			合計
続柄	本人	妻			
生年月日	昭和○○年○月○日	昭和○○年○月○日			
収入(月額)	○○○円	○○○円	円	円	○○○円
預貯金等	○○○円	○○○円	円	円	○○○円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
・当てはまる番号に○を付けてください。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、省令第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 令和 ○○年 ○○月 ○○日 盛岡市長様 申請者氏名 盛岡 太郎					